

(意見 1 についての現状等)

1 根拠法令

千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）

第 8 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 省略

(2) 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員であつて規則で定めるものの氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分

ニ 実施機関の経費のうち食料費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報に含まれる出席者の所属団体名、所属名及び職の名称その他職務上の地位を表す名称並びに氏名

千葉県情報公開条例第 8 条第 2 号ハの警察職員を定める規則

(平成 17 年千葉県規則第 66 号)

千葉県情報公開条例第 8 条第 2 号ハに規定する規則で定める警察職員は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 警部補以下の階級にある警察官

(2) 前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員

2 「警察職員（警部補及び同相当職以下）の氏名を原則不開示とすることについて」の要旨（平成 14 年 1 月 25 日付け文発第 24 号）

(1) 犯罪の取締り等に直接従事しているすべての職員の氏名を明らかにした場合、当該職員本人及びその家族が嫌がらせや攻撃の対象とされるおそれがある。

(2) 上記以外の人事、給与、福利厚生、会計、広報等の職員であっても警備、捜査等に従事させるという運用が行われており、また、人事異動により直接捜査等を担当する部署に配置になることもあるため、一律に不開示として取り扱わないと、職員の身に危害が及ぶおそれがある。

(3) 警部及び同相当職以上の警察職員については、職務遂行の責任上、公にすべきものと考えられることから原則不開示とする範囲から除外することとする。

(意見2についての現状等)

1 千葉県情報公開条例の規定について

第20条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、千葉県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- 一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- 二 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

2 各都道府県における情報公開条例の不服申立てに対する裁決又は決定までの期間に係る規定について

期間に係る内容	都道府県数
期間に係る規定なし	25
速やかに	14
遅滞なく	3
不服申立てを受理した日から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。	1
不服申立書が実施機関の事務所に到達した日から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。	1
不服申立てがあった日から起算して90日以内に当該不服申立てに対する決定又は裁決をするよう努めなければならない。	1
不服申立てがあったときは、その翌日から起算して3月以内に当該不服申立てに対する決定又は裁決を行うよう努めなければならない。	1
不服申立てがあった日から起算して90日以内に、審査会の答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。ただし、審査会の調査審議に時間を要する場合は、この限りでない。この場合において、諮問実施機関は審査会の円滑な調査審議に協力し、相当の期間内に裁決又は決定を行うよう努めなければならない。	1
合計	47

3 国の状況

不服申立て事案の事務処理の迅速化について

(平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ)

(1) 裁決・決定の迅速化

各行政機関は、審査会から答申を受けた場合、的確な事務処理の進行管理を徹底することにより、可能な限り速やかに裁決・決定する。原処分を妥当とする答申などにあつては、答申を受けてから裁決・決定するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも60日を超えないようにすることとする。

(2) 「特段の事情」により裁決・決定までに長期間を要した事案の公表

特段の事情により、答申を受けてから裁決・決定するまでに60日を超えた事案については、裁決・決定までに要した期間、その理由（特段の事情）等について、年1回、国民に分かりやすく公表することとする。

4 千葉県における標準的な処理期間について

(1) 千葉県情報公開条例解釈運用基準（平成13年3月12日制定）

第20条 審査会への諮問等

【解釈及び運用】

2 第2項関係

「答申を受けたときは、これを尊重して」とは、審査会が、本条例及び情報公開制度全般に精通していること、不服申立てに係る行政文書の内容を実際に見分した上で 審議することができることから、その救済機関としての機能にかんがみ、実施機関は、不服申立てに対する決定又は裁決を行うに当たっては、その答申を尊重しなければならないことをいう。

「速やかに、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。」とされていることについては、答申が原処分を妥当とする場合は30日を、その他の場合は60日を標準的な処理期間とする。

(2) 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱(平成13年3月7日制定)

第5 異議申立てがあつた場合の取扱い

7 異議申立てに対する決定

(2) 決定までの処理期間

答申を受け付けた日から決定までの標準的な処理期間は、答申が原処分を妥当とする場合は30日、その他の場合は60日とする。

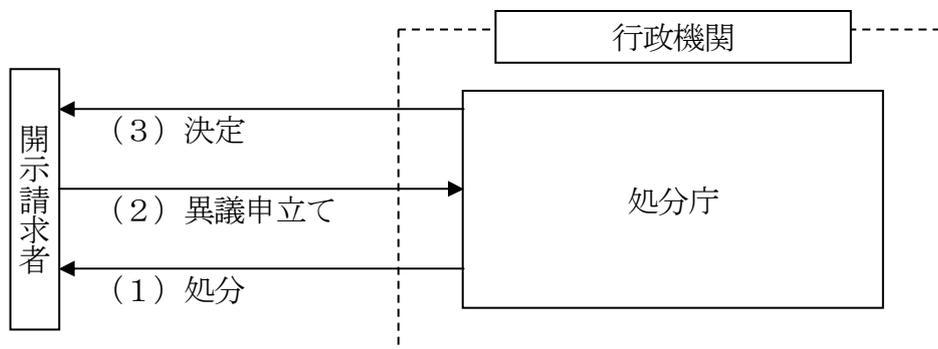
決定までに90日を超えた事案については、その理由等を年1回公表する。

なお、担当課（所）は、前年度に答申を受け付けた事案において、決定までに90日を超えたものがあつた場合は、毎年7月31日までにその理由等を総合窓口に報告する。

(意見3についての現状等)

1 異議申立て

異議申立ては、審査請求ができない場合や、特に法律に定められている場合にすることができる。



2 審査請求

審査請求は、処分をした行政庁（処分庁）に対する指揮・監督権を持つ上級行政機関や、特に法律に定められた行政庁に対しすることができる。

